

農地法の許可申請受付〆切日は毎月10日です。

潮来農委だより

第71号

発行者 潮来市農業委員会
 編集者 広報委員会
 TEL 63-1111
 内線 271・272



新規就農者 今泉 聡さん(古高)のハウスにて (関連記事5ページ)

潮来市農業委員会	高柳 好男 八代	薄井登三男 香澄	原 正章 大生原	関沢 勝衛 延方	石井 一夫 津知	柄津 幸男 潮来	農地利用最適化 推進委員 担当地区	堀井 満 堀之内・茂木・清水	草野登美雄 徳島・福島・米島・ 前川・宮前	小沼 徂伸 水原1・3・釜谷・ 大生・大賀	吉川吉之助 永山	仲田 孝 赤須(宿・古宿・ 島須)	高橋 慶治 津知	宮本三千男 西町・七軒丁・大 洲・大塚野・日の出	方波見 譲 牛堀	宮本 孝一 新宮・古高・洲崎・ 下田	鴫田美喜男 上戸(芝宿・台上 戸・横須賀)	高品二美代 十番・十四番	黒須 一夫 須賀・曲松・小泉・ 西・東	農業委員 担当地区	謹賀新年 今年もよろしく お願いいたします

◆ 主な内容 ◆

- ◇ 会長あいさつ、市長あいさつ……………P. 2
- ◇ 新規就農者の紹介……………P. 5
- ◇ 潮来市農業施策に関する要望書を提出……………P. 3
- ◇ 農地中間管理事業、農業者年金関係、農地の違反転用……………P. 6
- ◇ 農地利用最適化推進委員の活動について……………P. 4
- ◇ 農業改良普及センターからのお知らせ、他……………P. 7
- ◇ いばらき女性農業委員の会研修会……………P. 4
- ◇ 農業委員会活動報告、他……………P. 8



新春のごあいさつ

潮来市農業委員会

会長 堀井 満

新年あけましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、輝く新年をお迎えのことと、心よりお慶びを申し上げます。

潮来市農業委員会も改正農業委員会法の施行から一年九ヶ月が過ぎて、担い手農家への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など農地利用の最適化の推進に取り組んでおり、少しずつではあります前へ進んでおります。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、担い手農家の高齢化、農産物価格の低迷や農業資材の高騰等、依然として厳しく農業経営が年々悪化しております。

このような中、経営所得安定対策の米の直接支払交付金制度が、平成三十年から廃止になると聞いています。稲作を主体とした本市においては、米価の安定が重要であり、そのためには、米の計画的な生産と一定の価格補償が必要であると考えますので、本委員会といたしても市へ米に対する支援をお願いしている所であります。

また、国においては、農地中間管理機構を創設して認定農業者等担い手に農地の利用集積を早急に進めている中、本委員会としても市産業観光課等の関係機関と連携を取りながら推進をしておりますが、基盤整備、未耕農地の問題等、課題が多いのも現状であり、今後これらの課題を解決するためには、国・県等との調整が必要であると考えます。

新たな年、潮来市農業委員会全員で潮来市農業発展のため頑張つていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。結びに皆様のご多幸とご健勝を心からご祈念申し上げます、新春のごあいさつとさせていただきます。



新年のごあいさつ

潮来市長

原 浩 道

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様、そして農家の皆様方におかれましては、光り輝く新春を迎えられましたことと、心よりお慶び申し上げます。旧年中は、公私ともにお世話になり、誠にありがとうございました。また、農家の皆様方には、潮来市政、特に農業政策に対しまして、ご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、潮来市は、霞ヶ浦や北浦に挟まれた豊かな水辺空間や歴史・伝統、さらに、豊富な農水産物など、数多くの優れた地域資源を有しております。

しかし、農業を取り巻く現状は、TPPの問題、農協法の改正や産地間競争、更には担い手不足の問題など益々厳しい状況となっております。これらに対応していくためには、競争力を強化するとともに安定的な農業経営の取り組みや農業の魅力の発信など、今後ますます、求められているところでございます。

この厳しい情勢の中ではありますが、県内最速で稲刈りが行われ、お盆には、美味しい新米を提供できる、極早生の『一番星』、潮来オリジナル米『潮来あやめちゃん』とともに、皆様にあいさすされるお米としてのブランド力が期待されております。

また、農業を継続していける基盤整備の充実と、高品質で安全な農産物を提供できる元気な農家を育てる取組み、そしてお米に匹敵する潮来市を代表する農作物の商品開発等も推進していく所存であります。

結びに、皆様の更なるご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、新しい年が皆様にとりまして、健康で飛躍できる年となりますことを心からご祈念申し上げます、新春のごあいさつといたします。

— 潮来市の農業振興に向けて —

潮来市農業施策に関する意見書を提出

潮来市農業委員会は、平成29年11月27日、原浩道市長へ「平成30年度潮来市農業施策に関する意見書」を提出しました。

この意見書は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づくもので、農地等の利用の最適化の推進等の改善についての意見を取りまとめ、農業委員会より、市長へ提出するものです。



主な事項は次のとおりです。

1. 米づくりに対する支援について

- 1) 米の直接支払交付金に代わる新たな制度の創設、価格補償等につき検討してください。
- 2) 地域オリジナル米「潮来あやめちゃん」、極早生の有望品種「一番星」の生産量の拡大、都内米穀店等への販売促進等のPR活動について引き続き支援をしてください。
- 3) カメムシ防除について、地域毎の一斉防除等の体制整備を検討してください。

2. 担い手に対する支援について

- 1) 農業後継者、新規就農者等の育成・確保のため、栽培技術指導、制度資金の創設等経営上の各種支援につきまして検討してください。
- 2) 認定農業者並びに地域の担い手に対し、市単独で農業機械等の整備に対する補助事業等の創設につきまして検討してください。

3. 農用地利用集積に対する支援について

- 1) 農業機械が入らない湿田等が多く、基盤整備（客土、暗渠等）が必要と考えますので、農地の再整備に対する支援について検討してください。
- 2) 未相続農地が増えており、賃借権の設定等に支障が生じていますので、農地の相続の周知・徹底に努めてください。

4. 農業委員会の体制整備について

- 1) 農地法等の法令を順守し、農地制度を適正・円滑に運用するために、農業委員会に適正な予算措置の確保を図られたい。
- 2) 農地制度・実務に精通した職員の増員等、事務局体制の強化に努められたい。

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締切日	毎月10日
農地農政相談日	随時
現地調査日	毎月18日
総会日	毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

■議案審査の状況を公表します。

期間：平成29年7月～平成29年12月
農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	3件	4件	1件	2件	6件	3件
農地法第4条(自己転用)				1件		
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	1件	2件	2件	1件	2件	1件
利用権の設定 (農業経営基盤強化促進法による)	4件	1件	18件	21件	3件	17件
農地の現況確認証明	2件	2件	2件		1件	1件
その他	1件		1件	2件		2件

農地利用最適化推進委員の活動について

推進委員 柄津 幸男 (潮来地区担当)



平成二十八年五月一日に推進委員に委嘱を受けてから一年八ヶ月

が過ぎました。当初は、農業についての知識が乏しく不安で一杯でしたが、推進委員会議、定例総会、各種研修会等への参加を通じ、現在の農業事情、農地賃貸借の手続き、相談の受け方を少しずつですが理解してきました。推進委員としては、現在の次のような活動をしています。

一、農地の賃貸借について

高齢化によりリタイアする農家から耕作者を探して欲しいとの相談を受けた時に隣接する農地の耕作者を調査し、集約化を配慮した上で、事務局等と調整を取り農地中間管理事業等を通して担い手農家へ集積をしています。

二、農地集積について

地区担当の推進委員、市の農地利用指導員、鹿行農林事務所職員により地区内の認定農業者宅を戸別訪問

して、利用意向調査を行い農地中間管理事業による農地集積について協力をお願いしています。

三、農地パトロールについて

九月～一〇月にかけて遊休農地の発生防止、違反転用の早期発見等のため、農業委員と推進委員で地区別に班編成をして農地パトロールを行います。農地の利用状況を確認しています。道路が狭く不便な農地等が遊休化しており、この状態が数年続くと荒廃農地になってしまうのではと危惧されます。

最後に、私は、潮来地区を担当していますが農業の経験、知識もありませんが、経験豊富な農業委員十二名と推進委員五名がいますので、農家の皆様で、農業に関して困ったこと、ご意見等がございましたらどうぞお気軽に、農業委員会に相談してください。私達推進委員は、農業委員と共に、潮来市の農地が有効に活用され、青々とした農地が広がる原風景がいつまでも保てるように活動をしていきたいと思えます。

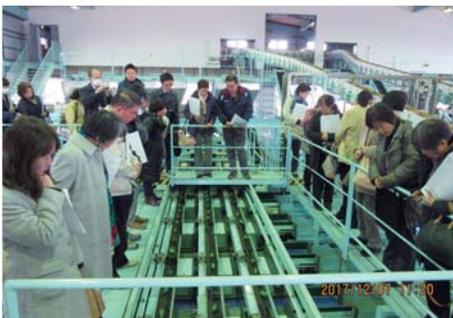
いばらき女性農業委員の会現地研修会に参加して

広報副委員長 高品 二美代

十二月七日(木)にいばらき女性農業委員の会の現地研修会が神栖市において開催され、県内市町村から女性農業委員、事務局職員等計六十七名が参加しました。研修先は、JAしおさい知手出張所と神栖市女性農業委員原範子氏の原農園の二ヶ所です。神栖市は、温暖な気候と砂丘平坦地がピーマンの栽培に適しているということ、日本一の生産量を誇っています。生産者のほぼ全員が、エコファーマーの取得、特別栽培農産物の認証を受けて生産物の安心・安全をモットーに天敵昆虫の導入、養液土耕栽培による、減農薬、減化学肥料栽培に取り組んでいます。見学した選果施設は、六レーンの選果、選別機が導入され、品質の統一により良品質のピーマンの出荷が迅速にできるようになりました。このため選別作業が楽になり、後継者が増えてきていくということでした。

午後からは原農園のハウスでピーマンの作付けを見学しました。一年に三回(春作、夏作、冬作)作付けし、冬作は、ハウス内の温度を二〇度に

保つために暖房をしているということでした。また、良質のピーマンを生産するために植物性の堆肥を多めに投入していると話していました。隣の市でも、行くことが稀な場所において研修に参加することができ大変勉強になりました。





新規就農者の紹介

安全、安心なトマトづくりに挑戦

今泉 聡さん

潮来市は、水田が農地の約9割を占め、水稲が基幹作物であり、新規に就農する方が少ない状況にあります。この

遠方であり地元で働きたいという思いから就農をすることに決めました。

ような中で、四年前に会社勤めから、農業を新規で始めた古高地区の今泉聡さん（三十四歳）を紹介します。就農のきっかけは、農家の長男なのでいつかは、家を継ごうと考えていたこと、また、勤めが

今泉家は、米を主体とした兼業農家で、トマト栽培は、初めてであり、就農に当たり、行方地域農業改良普及センターの指導を受け、収穫時期も長く、収益の上がる作物ということでトマトを選定しました。また、新規に始めるという

ことで市内の農業経営士であり、トマト栽培農家の山本一心氏（前川）の下で一年半の研修を行い栽培技術の取得につとめました。

現在の経営状況は、大型ハ

ウス一棟、二、000㎡（六〇〇坪）に、大玉トマト（桃太郎はるか）を栽培しており、九月に播種、一〇月に定植、一月から七月まで収穫という作業体形で、労働力としては、本人、母、パート（常時二人、

臨時二人）の六人です。

出荷先は、研修先の山本氏の所属している農事組合法人みのりの郷にお世話になり組合員の方と一緒に地元スーパー等へ販売しており、一部自宅前で直売しています。

栽培方法としては、農薬、化学肥料を慣行栽培の半分に抑えた特別栽培を行っており、安全、安心な農産物の栽培に努めています。

トマト栽培も三作目に入り、まだまだ、栽培技術が未熟ですが、将来は、技術を磨いて収量、品質の改善に努め所得の向上を図りたいという話でした。また、安全、安心なトマトを頑張るという観点から、地元の方に食べて頂きたいということでした。

農業委員会では、十二月中旬に訪問したときは、まだ、実がなり初めたばかりで青々としておりりましたが、広報誌が届くころには、実も真赤になり出荷を迎えていることとあります。

農地利用状況調査

（農地パトロール）を実施しました

農業委員会では、遊休農地や違反転用等の把握・発生防止を目的として、九月二十六日～十月五日にかけて、市内全域を六地区に分け、農業委員、推進委員、事務局職員で班編成をして農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。

農地法の規定により毎年一回実施していますが、担い手農家の高齢化等により、遊休農地が年々増加している状況にあります。

遊休農地については、調査後、利用可能な農地、利用が困難な農地等の分類を行い、所有者に農地利用意向調査等を実施し、利用可能な農地は、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積を進め、利用が困難な農地については、農地以外での利用を検討していきます。



農地中間管理事業を活用して皆さんの農地を活かしましょう!

農地中間管理事業は、貸し手と借り手（認定農業者等）の間に、農地中間管理機構が入り、借り手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付ける事業です。

●農地を貸すメリット

- ・貸付期間満了後、農地は確実に貸し手に戻ります。
- ・貸付期間満了後、継続して貸すことができます。
- ・設定した地代は、機構から確実に支払われます。
- ・公的機関なので、安心して貸付が出来ます。

●農地を借りるメリット

- ・長期の借入期間により（原則 10 年）安定した営農が可能です。
- ・分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。
- ・地代は、機構がまとめて支払っていただき、機構が貸し手へ個別に支払います。
- ・耕作ができなくなった場合、機構が次の借り手を

探します。

●借り受ける農地の基準

- ・農業振興地域の農地であること
- ・再生作業が著しく困難な遊休農地でないこと
- ・当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- ・農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること
- ・未相続農地は、法定相続人全員の同意が必要になります。

※詳しくは、潮来市産業観光課農政グループ
(☎ 63-1111) までお問合せ下さい。

■農業者年金に加入して安心で豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

1. 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ・国民年金第一号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く。)
- ・年間 60 日以上農業に従事
- ・20 歳以上 60 歳未満

2. 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

3. 積立方式で安心

自分が支払った保険料とその運用益により、将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます。

保険料を自由に決められ（月額 2 万円から 6 万 7 千円の間）、経営の状況に応じていつでも見直せます。

5. 終身年金で 80 歳までの保証付き

年金は、原則 65 歳から生涯受け取ることが出来ます。仮に 80 歳前に亡くなった場合でも、80 歳までに受け取れるはずだった老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

6. 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者、後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高 1 万円）があります。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会
☎ 0299-63-1111 (内線 271・272)

農地の違反転用防止にご協力を

●農地は無断で転用はできません！

農地を転用する行為は、許可（市街化区域内では、届出）が必要です。

●農地転用が許可制となっている理由は？

優良な農地を確保し、農業生産力を維持していく必要があります。

計画的な土地利用を図るため、妥当な位置で最小限の面積の農地転用であることが必要です。

農地造成と称して、残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に農地として使えない土地となってしまうことを防ぐ必要があります。

●農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

県、農業委員会が違反転用者に工事の中止を勧告し、もとの農地に原状回復させることがあります。

違反転用者は、3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人については 1 億円以下の罰金）に処せられることがあります。

●農地違反転用の通報

農地への建設発生土や産業廃棄物などの不法投棄を発見したら、農業委員会まで通報してください。

【お問合せ先】

潮来市農業委員会
☎ 0299-63-1111 (内線 271・272)

農業改良普及センターからのお知らせ

雑草イネの発生にご注意を！

もしかしてそれは雑草イネかも 潮来市でも発生しています！

○雑草イネとは？

雑草イネは栽培種と同じイネですが、古代米や栽培品種の赤米とは異なり、極めて脱粒しやすく、独自に交雑を繰り返して水田環境に適応した雑草です。

○雑草イネの特性と被害

- ・ 種子の寿命は3年程度あります。
- ・ 埋没した種子は発芽がばらつくため、だらだらと出芽が続きます。
- ・ 出穂後10日目頃から脱粒し、20日頃に脱粒盛期を迎えます。
- ・ 一般主食用に混入すると、農産物検査で着色米として扱われ、混入率が0・1%を上回ると2等に格下げとなります。
- ・ 雑草イネ発生が多くなると、光や養分の競合により減収被害も想定されます。

○雑草イネの見分け方

- 栽培イネと似ていますが、次のような特徴を持ちます。
- ・ 出穂期や草丈が異なる。
- ・ 籾の色が黒っぽい。
- ・ 籾の先端や芒が着色している。
- ・ 出穂後しばらくすると、多くの籾がこぼれ落ちていく穂がある。

○雑草イネの防除対策

防除対策は、発生ほ場だけでなく、農業機械を共有するほ場全体での実施

がまん延防止に重要です。土に埋もれた種子寿命を考えると、総合的な対策を3年間は継続する必要があります。

対策方法は、大きく分けて次の3つの方法で行ってください。

【防除方法】

- ① 5月下旬以降に代かきを行い、雑草イネを埋土して死滅させる。(代かきは浅水で丁寧)に2回行う。代かきが不十分だと浮苗が定着して出穂する。)
- ② 除草剤を3回体系処理する。(7~10日間隔で処理し、剤の効果を切らさない。)
- ③ 出穂した雑草イネは手取り除草を行う。

- i. 初期剤 ... 移植同時~翌日
 - ii. 一発処理剤 ... 移植後7~10日
 - iii. 中期剤 ... 移植後14~20日
- 雑草イネの脱粒前に行く。雑草イネは出穂期が長いので3回程に分けて実施する。
また、出穂期や稈長に差がある品



雑草イネは籾・玄米が着色している 中央農研「雑草イネまん延防止マニュアル」より引用



茨城県内で確認された雑草イネ 栽培種と草丈が異なっている



収穫物に混入した雑草イネ 着色している雑草イネが確認できる

種を作付すると雑草イネの見分けが容易となり防除が効率的に行えます。 ○早期発見と迅速な対応を 発見が遅れて放置すると、防除が難しくなります。また、防除を怠り、農業機械を介して拡散すると地域全体へ

◆ 全国農業新聞 ◆

全国農業新聞は、農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいように解説的にまとめられています。

全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や、地域独自のイベント情報などの提供も行っています。

農業情報が満載「全国農業新聞」で、一歩進んだ農業経営と豊かな家庭を！

発行日 / 月4回金曜日 購読料 / 月700円

お申し込みは、農業委員会へどうぞ (☎ 63-1111、内線 271・272)

行方地域農業改良普及センター

電話 0299(72)0256

広がり大きな被害をもたらします。 混入した玄米は色選別機で取り除くことができますが、水田から雑草イネが減るわけではありません。発見したら直ちに株ごと抜き取りましょう。 詳しい防除方法については、農研機構ホームページや植調協会ホームページを参照の他、普及センターへお問い合わせください。

農業委員会活動報告(後期分)

- 8月17日 農地部会
- 21日 農地利用最適化推進委員会議
- 25日 8月定例総会・全員協議会・農業者年金研修会
- 9月15日 農地利用最適化推進委員会議
- 19日 農地部会
- 23日 潮来市戦没者追悼式
- 25日 9月定例総会・全員協議会
- 26日 農地利用状況調査(潮来地区)
- 27日 農地利用状況調査(津知地区)
- 10月2日 農地利用状況調査(大生原地区)
- 3日 農地利用状況調査(香澄原地区)
- 4日 農地利用状況調査(八代地区)
- 5日 農地利用状況調査(延方地区)
- 16日 茨城県農業会議会長・事務局長会議(水戸市)
- 18日 農地部会
- 19日 農政部会・推進委員会議
- 25日 10月定例総会・全員協議会
- 農業委員と認定農業者との意見交換会
- 31日 耕作放棄地解消事業・イモ掘り体験学習(潮来小児童・大生地内)
- 11月15日 農政部会・推進委員会会議
- 11月18日 農地部会
- 27日 11月定例総会・全員協議会
- 市長への意見書の提出(市農業施策に関する意見)
- 農業委員会(行方地域協議会全体研修会(行方市))
- 30日 全国農業委員会会長代表者集会(東京都港区)
- 12月7日 いばらき女性農業委員の会現地研修会(神栖市)
- 11日 農政部会(新規就農者訪問)
- 18日 農地部会・推進委員会議
- 25日 12月定例総会・全員協議会
- 28日 広報委員会
- 11月4日 仕事始め
- 18日 農地部会
- 19日 農政部会・推進委員会議
- 23日 茨城県市町村農業委員会会長研修会(水戸市)
- 25日 1月定例総会

事業予定(平成30年)

潮来小1・2年生がイモ掘りを体験 — 耕作放棄地解消事業 —

10月31日に潮来小学校の1・2年生67人が、大生地内の再生畑でイモ掘りを体験しました。イモ掘り体験学習も5年目に入ります。

当日は、晴天に恵まれ、子供たちは、友達と一緒に掘ったり、一人で黙々と掘ったり、委員に手伝ってもらって掘ったりそれぞれが楽しそうにイモを掘っていました。イモ掘りの後、水郷県民の森活動体験施設に移動して、農業委員会で用意した蒸かしイモ、焼きイモを食べ、新イモの試食会を行いました。

「このイモおいしい」といって満面の笑顔で食べている子供たちをみて、農作物に少しでも関心を持ってもらえればいいなと思いました。



編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、七月の日照り、八月の日照不足、十月の二回による台風と悪天候に見舞われました。米の作柄は、「平年並み」とまずまずであり、米価が十%位値上がりし、良い年であったかと思えます。農業委員会も中間管理機構等、関係機関と連携を取りながら農地の利用集積に取り組み、平成二十八年四月から二十九年十二月までに、新規で六三件、一九二筆、二三・七ヘクタールの実積がありました。

新年度は、経営所得安定対策の見直し等新たな農政の取組が始まりますが、農業委員、農地利用最適化推進委員一同、努力してまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

広報委員 宮本 三千男

◆広報委員会◆

- 委員長 高橋 慶治
- 副委員長 高品 二美代
- 委員 鶴田 美喜男
- 委員 方波見 謙
- 委員 宮本 三千男